令和８年第８回北上市教育委員会定例会

１　日　　時　　令和８年３月25日（水）　午前10時

２　場　　所　　市役所本庁舎５階第１会議室

３　議事日程　　別紙

４　会議に出席した委員

船　田　　浩
佐　藤　和　美
髙　橋　隆　紀
照　井　睦　子
小　原　紀　実

５　説明のため出席した職員

(1)　教育部

教育部長	小　原　昌　江
総務課長	嶽間澤　健一郎
学校教育課課長補佐	齊　藤　　大
文化財課長	佐　藤　康　浩
学校給食センター所長	伊　藤　泰　樹
中央図書館館長	菅　原　真紀子
博物館館長	渋　谷　洋　祐
鬼の館館長	斉　藤　映　子

(2)　まちづくり部

まちづくり部長	皆　川　礼一郎
生涯学習文化課課長補佐	小　泉　由美子
スポーツ推進課長	矢　後　雅　之

(3)　健康こども部

子育て支援課長	久保田　達　夫

6　議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案９件、協議３件が原案のとおり可決、承認された。

議案第８号　北上市立北上平和記念展示館規則
議案第９号　北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
議案第10号　北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則
議案第11号　北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
議案第12号　北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令
議案第13号　北上市立学校適正配置基本計画について
議案第14号　北上市教育振興基本計画（後期計画）について
議案第15号　北上市立図書館基本的運営方針（令和８年度～令和12年度）について
議案第16号　北上市子どもの生きる力をはぐくむ計画（第３次北上市地域教育力向上推進計画）について
協議第６号　北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則
協議第７号　北上市学校給食費規則等の一部を改正する規則
協議第８号　日本現代詩歌文学館の博物館登録について

以下、会議の概要は次のとおり。

（開会　午前10時）

教育長　　ただいまから令和８年第８回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は５人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第１　会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

教育長　　次に、日程第２　報告「１　教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

（別紙教育長事務報告により説明）

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

教育長　　それでは、日程第３　議事に入ります。

議案第８号「北上市立北上平和記念展示館規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課。

生涯学習文化課　　ただいま上程になりました議案第８号北上市立北上平和記念展示館規則について、提案の理由を申し上げます。

北上平和記念展示館は、現在藤根自治振興会が管理運営してお

りますが、地元の要望に基づき資料を受贈し、令和８年４月１日から市営化するため、規則を制定するものであります。
よろしくご審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

生涯学習文化課　　ご提示しております資料について、２月の臨時会議で協議した北上市立北上平和記念展示館条例のときと同じものですので経緯については説明を割愛させていただきます。規則では、条例で定めた以外の部分を規則に規定するもので、開館時間、休館日、入館の制限、資料の貸出の手法について規定するものです。

教育長　　ただいま提案されました議案第８号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第８号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、議案第９号「北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　　ただいま上程になりました議案第９号北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。
この規則は、令和８年４月１日に北上市立北上平和記念展示館を設置することに伴い、同館を教育機関に定めるほか、所要の改

正をしようとするものであります。
なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。
よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長　　補足の説明はありますか。

総務課長　　改正の内容ですが、第18条の教育機関に、先ほど提案いたしました平和記念展示館を新たに加えるとともに、管理運営について、平和記念展示館条例・規則に基づき行う旨の改正を行うものです。
別表第１には総務課総務係の事務に平和記念展示館の設置等を加えるものとなります。

教育長　　ただいま提案されました議案第９号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第９号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、議案第10号「北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長　　ただいま上程になりました議案第10号北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。
この規則は、学校施設開放の利便性向上及び施設の活用促進を図るため、平日の開放開始時間を現行の午後６時から午後５時30

分に改め、合わせて、使用申請の開始時期を現行の「使用日の１月前」から、「使用日の前月１日」に改めようとするものであります。

なお、施行日は令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長　　補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長　　ありません。

教育長　　ただいま提案されました議案第10号について、御質問等がありましたらお願いします。

髙橋隆紀委員　　予約について、改正前は１月前からとしていたところ、改正後は前月１日からとしたことについて、説明をお願いします。

スポーツ推進課長　　極端な話となりますが、翌月の31日に施設を利用したい場合は、これまでは前月の31日からの予約となっていたところ、今後は前月の１日から予約ができることとなり、余裕をもっての手続が可能となるものです。

髙橋隆紀委員　　「前月１日から」とした新しい表現が利用者に浸透するようしっかり対応をお願いします。

スポーツ推進課長　　広報や市ＨＰでの周知をはじめ、学校開放の登録団体に対してチラシを配るなど周知をしっかり行って参ります。

小原紀実委員　　利用時間を５時30分からとした理由について教えてください。

スポーツ推進課長　　５時では部活動の時間と重複するため、５時30分としたものです。

教育長　　それでは、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、議案第11号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　　ただいま上程になりました議案第11号北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

この訓令は、北上市立東陵中学校の廃止に伴い、同校の事務に使用していた北上市立東陵中学校印及び北上市立東陵中学校長印を廃止するとともに、北上市立北上平和記念展示館の設置に伴い、同館の事務に使用する北上市立北上平和記念展示館長印を定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長　　ただいま提案されました議案第11号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、議案第12号「北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　ただいま上程になりました議案第12号北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

この訓令は、電子決裁の施行に伴い、書面決裁の代決等における「朱書き」を電子決裁においては不要にすること、令和８年４月１日に北上市立北上平和記念展示館を設置することに伴い、北上平和記念展示館長の専決事項を定めることのほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします

教育長　補足の説明はありますか。

総務課長　第６条の代決及び規定代決の表示ですが、紙決裁のときは、代決するときは「代」や「シ」と朱書きする決まりとなっていましたが、電子決裁では書込むことが出来ないため、これを不要とするものです。

後閲につきましても同様に、電子決裁では「要後閲」と書き込むことが出来ませんので、これを不要とするものです。

別表の第１について、部課長の専決事項を定めておりますが、教育財産の使用許可は行政財産の使用許可に倣っているところです。行政財産の使用許可は、これまでは単年度毎に申請・許可としておりましたが、既に受けている使用許可の内容を変えずに継続するものにあっては５年間の許可としましたので、教育財産の使用許可についても同じ運用とするものです。

別表第２については、平和記念展示館長の専決事項を定めるものです。

教育長　ただいま提案されました議案第12号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　次に、議案第13号「北上市立学校適正配置基本計画について」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　ただいま上程になりました議案第13号北上市立学校適正配置基本計画について、提案の理由を申し上げます。
この計画は、外部委員による学校適正配置の在り方検討委員会から令和６年３月に提出された「きたかみの未来を創る教育のあり方」の提言を受け、そこに示された、子ども達にとって持続的で適正な教育環境を実現するため、令和６年６月から新たに検討委員会を設置し、２か年をかけ、市立学校の適正配置について検討を進めてきたものであります。
この度、全ての地域協議会からの協議結果の報告が出そろい、その結果を受けての市の方針を付すことで全体の素案がまとまりましたので、本計画を策定しようとするものであります。
よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長　ただいま提案されました議案第13号について、御質問等がありましたらお願いします。

佐藤和美委員　素案の内容について、アンケートを拝見しましたが、学校統合を検討する時期の項目ですが、将来のことを考えている方が多いのだな、と感じました。「将来」も、近い将来なのか、まだ先なのか、保護者と地域の方では状況も違うのではないかと感じましたし、現在、統合対象の地区となっていない学校でも、統合の話

だけでなく学校の現状を知る機会にもなっているようなので、１年に１度程度、教育委員会と地域との勉強会があれば良いと感じました。

教育長　　御意見として承ります。鬼柳小学校や南小学校については、これからも協議を続ける方針が示されておりますし、いわさき小学校についても今後も検討していくとのことであります。

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、議案第14号「北上市教育振興基本計画（後期計画）について」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　　ただいま上程になりました議案第14号北上市教育振興基本計画（後期計画）について、提案の理由を申し上げます。
北上市の教育行政の目指す方向と施策を明らかにするための北上市教育振興基本計画は、令和３年度から令和12年度までの10年間を計画期間として策定しておりますが、中間年に当たる今年度、現在の社会情勢や行政課題を踏まえた上で、上位計画である北上市総合計画と併せ見直しを行い、今後５年間の後期計画として策定しようとするものであります。
よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます

教育長　　ただいま提案されました議案第14号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　次に、議案第15号「北上市立図書館基本的運営方針（令和８年度～令和12年度）について」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。図書館長。

図書館長　ただいま上程になりました議案第15号北上市立図書館基本的運営方針について、提案の理由を申し上げます。
現行の北上市立図書館基本的運営方針が、令和７年度をもって終了することから、令和８年度から５年間の運営方針について新たに定めようとするものです。
運営方針の柱として「親しみやすい図書館」、「利用しやすい図書館」、「頼りになる図書館」、「憩いの図書館」の４つを掲げております。
中でも最重点項目を「親しみやすい図書館」とし、生涯の読書習慣を決定づけると言われる乳幼児期の子どもへの働きかけに力を入れ、市民の様々な「しりたい」に応える図書館となることを目指します。
よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長　補足の説明はありますか。

図書館長　北上市立図書館基本的運営方針の概要を説明いたします。
策定の概要ですが、図書館の管理運営は文科省の告示で基準が示されており、社会変化や地域の実情に応じて事業実施方針を策定するとともに、数値目標及び年度毎の事業計画を策定し、その達成状況を自ら点検評価することとされております。

計画期間は令和８年度から令和12年度までの５年間としております。

現状について、策定に当たっては「人口減少と少子高齢化」、「情報化社会の進展」を挙げております。

課題としては３つ掲げており、新規登録者の掘り起こしが必要であること。電子データなど多様な情報にアクセスできる環境が求められていること。障がいのある人や高齢者、外国語を使う人に対するサービスが求められること、としております。

基本理念と基本方針は、現状と課題を踏まえまとめております。基本理念は「市民の学びに寄り添い「知る自由」を保障する知と情報の拠点を目指す」としております。また、基本方針は、「親しみやすい図書館（重点分野）」、「利用しやすい図書館」、「頼りになる図書館」、「憩いの図書館」の４つとしております。

数値目標ですが、人口減少の中、大きな増加は難しいところでありますが、運営方針に基づく事業に取り組み、５年後の達成を目指します。「個人登録率・登録者数」、「年間貸出点数・人口一人当り貸出点数」、「入館者数」を指標としております。

今後のスケジュールでありますが、本日の定例会の後、市のホームページで方針を公開した後、７月の図書館協議会に報告し、図書館協議会では、年度毎の事業計画の策定、事業の進め方に対する意見や評価をいただき、進捗管理をしていただくものです。

教育長　　ただいま提案されました議案第15号について、御質問等がありましたらお願いします。

照井睦子委員　　小中学校では以前、読書通帳を利用していたと思うが、現在も利用はありますか。

図書館長　　現在もあります。また、利用促進の取組みとして小さいお子さん向けにスタンプラリーをしております。

照井睦子委員　　子供たちが読書に向かえる取組みが必要と思いますので継続して取り組み願います。

小原紀実委員　　「頼りになる図書館」ということで、利用者の相談内容を正確

に理解してリファレンス事例の共有を充実させるとのことですが、期日を決めて充実させていくというのは決まっているのでしょうか。

図書館長　　随時リファレンスは寄せられており、どういう経緯で回答に辿り着いたか文書でまとめ、職員間で共有しスキルアップを図るようにしています。
リファレンスの主なものについては、ホームページで公表しておりますし、県立図書館や国が主催する資料検索の研修会等もあり、窓口で対応する会計年度任用職員を含め参加するなど、随時取組みを行っているところです。

髙橋隆紀委員　　外国人の利用状況を分かる範囲で教えてください。

図書館長　　正確な数値は持ち合わせていないが、外国人の利用登録は進んでいるようです。これまでは日本語が流暢な方が多かったが、最近は外国人を対象とした出前講座のような機会があり、登録方法を学んでいったり、外国語の絵本コーナーも設け、貸出もある。外国籍の方が外国語での読み聞かせも行っており、利用があります。

髙橋隆紀委員　　今後も外国人の利用が増えていくと思われるので、そうした取組をお願いしたいと考えます。外国人が住み始めてすぐに感じる「どういった街なのか」を知るために図書館を利用するという発想が外国人にはあると思うので、現状の素晴らしい取組みをどんどん推進して欲しいと考えます。

教育長　　それでは、議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、議案第16号「北上市子どもの生きる力をはぐくむ計画（第３次北上市地域教育力向上推進計画）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課。

生涯学習文化課　　ただいま上程になりました議案第16号北上市子どもの生きる力をはぐくむ計画（第３次北上市地域教育力向上推進計画）について、提案の理由を申し上げます。

近年、子どもたちを取り巻く環境が激しく変化する中で、学校教育だけでなく、家庭や地域社会全体で子どもに関わることで、子どもが自ら学び、考え、社会変化に対応できる「生きる力」をはぐくむための計画を策定するもので、現計画が今年度末で終期を迎えることから、令和８年度から令和12年度までの５年間の計画を新たに定めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜わりますようお願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか。

生涯学習文化課　　これまで別に定めていた「北上市子どもの読書活動推進計画」を今回の計画の柱の一つとして取り込んだこと、成果指標について、何をどれだけやったかという「行動指標」のほかに、どういった効果が出たかを見る「成果指標」をつけたことが特徴となっております。

施策の展開につきましては、次期計画では現計画の評価を踏まえ、子どもの規則正しい生活習慣や規範意識を身に着けるための取組み、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進、子どもの読書活動の充実の３点を基本施策として取り組むこととし、中でも基本施策２を重点施策とし強化するとともに、基本施策３についても読書率の低下の現状を踏まえ、新たな取組を行って参ります。

教育長　　ただいま提案されました議案第16号について、御質問等がありましたらお願いします。

佐藤和美委員　　子どもの規則正しい生活習慣を身に着ける取組みのところで、学校のアンケートからも基本的な生活習慣が身についていない子が多いようだ。

他の自治体では、５歳児検診に行った生活習慣に関するアンケートでも「習慣が整っていない」が７割を超えるとのことであり、就学前の年齢からの取組みが大切だと思いました。

照井睦子委員　　関連して、５歳児検診は北上市では実施しないとのことです。就学時検診では、二次検査となる子が多いと聞いているが、５歳児検診を行っていれば、二次検査も緩和されると思いますので、５歳児検診を取り入れることも検討いただければと考えます。

また、施策の展開のなかで「きたかみっこ５つの約束の習慣化に向けた取組」がありますが、学校でも４年生でこれについて説明しておりますが、その後学校訪問で伺っても、「約束」の掲示がある教室と無い教室があるようです。毎年提示して習慣化に繋げることが必要と考えます。

教育長　　それでは、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長　　次に、協議第６号「北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長　　ただいま上程になりました協議第６号北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。

この規則は、令和６年度までに実施した江釣子小学校屋上防水外壁改修事業外の実施のため、その財源として北上市教育施設設備整備基金を取り崩し一般会計に繰り入れたことにより、基金に

属する財産に変更があったため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます

教育長　　補足の説明はありますか。

総務課長　　この規則は、小中学校の施設設備の整備の財源に充てるための基金を管理するための規則であります。その財産として、学校林としての木、木を伐採して売って得た収入金、収入金を運用した運用益金があります。

収入金、運用益金について、令和６年度に実施した学校工事の費用に充てるために基金を取り崩し、一般会計に繰り入れたものであります。

実施した工事としましては、江釣子小学校の屋上防水外壁改修事業、和賀西中学校のキュービクル等の電気設備改修事業、和賀西中学校の放送設備更新事業、いわさき小学校の校舎外壁改修事業の４つとなります。

それぞれの基金につきまして、どの学校のために使うか定められており、江釣子ですとか和賀西地区のそれぞれの事業のため取り崩したものです。

実施した工事のため基金を取り崩し一般会計に繰り入れたことに伴い規則を改正するものであります。

教育長　　ただいま提案されました協議第６号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第６号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第６号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長　　次に、協議第７号「北上市学校給食費規則等の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課。

学校教育課　　ただいま上程になりました協議第７号北上市学校給食費規則等の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。

この規則は、令和８年度から国が実施することとしている「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」に伴い、市立小学校に通う児童の学校給食費を無償とするほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和８年４月１日とするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます

教育長　　補足の説明はありますか。

学校教育課　　令和８年度から国が行う学校給食費の無償化に伴い行うもので、現在３２３円となっている小学生の給食費が無償となるものです。

給食実施校について保護者の所得に係わらず一律支援の対象となり、北上市の小学校に通う全ての児童が無償となるものです。

国の基準で児童一人当たり57,200円が支援の上限とされておりますが、北上市の給食費は児童１人当たり53,618円となっており国の基準を下回っておりますので、北上市では無償化を行いたいものです。

中学生については、国では無償化が示されておりませんので、引き続き給食費を徴収いたしますが、昨年に引き続き国の経済対策を活用することで、規則上３８５円の給食を３１０円に据え置くものでございます。

教育長　　ただいま提案されました協議第７号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第７号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第７号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長　　次に、協議第８号「日本現代詩歌文学館の博物館登録について」を議題といたします。
議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課

生涯学習文化課　　ただいま上程になりました協議第８号日本現代詩歌文学館の博物館登録について、協議の理由を申し上げます。
日本現代詩歌文学館は、平成２年５月20日の開館以来、詩歌文学資料の収集や展示など、博物館と同等の活動を行ってまいりましたが、博物館法に定める登録はしておりませんでした。
令和４年度に博物館法が改正され、登録制度も見直しがあったことから、この度、これに合わせて日本現代詩歌文学館でも登録したいという申し出があり、当課が窓口となり県教育委員会へ登録申請をしようとするものであります。
よろしく御協議賜わりますようお願い申し上げます。

教育長　　補足の説明はありますか

生涯学習文化課　　博物館の登録制度は、博物館の基本的な機能を確保することを目的としたものですが、70年ぶりに改正があり、質や体制を問う内容となりました。
北上市の状況ですが、博物館は既に新制度で再登録済み、鬼の館も再登録する予定となっています。
詩歌文学館がこれまで登録していなかった理由ですが、「文学館」という名称が博物館登録には馴染まないと認識していたためです。
博物館法では、博物館は、歴史、芸術その他を保管し展示することとされておりますが、芸術には文学も含まれるため、詩歌文

学館も博物館に当てはまる施設ということで、登録したいものであります。

登録博物館となった場合のメリットとして、文化庁の博物館の補助金に応募できるほか、著作権法上の優遇措置も受けられるようになります。

また、ミュージアムとしての質の保持や学芸員が実習できることにより、地元で学芸員を育てるといった社会貢献の素地も出来ることとなります。

今後の手続についてですが、書類検査、実地検査を経て登録サイトに掲載されることで、知名度の向上が期待できるものです。また、毎年１回の定期報告が義務付けられるものです。

教育長　　博物館として登録になれば、日本博物館協会に加盟することになりますか。その場合のメリットは。

博物館長　　日本博物館協会で発信する最新の博物館の情報を得ることが出来ます。

教育長　　学芸員の設置が必要となるようだが、学芸員を置かないような事態となれば登録が取り消しとなるのか。

博物館長　　学芸員は博物館の根幹をなす人材ですし、博物館法では学芸員を置くこととなっておりますので、そうした事態になれば取り消しになるものと考えられます。

教育長　　ただいま提案されました協議第８号について、御質問等がありましたらお願いします。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第８号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第８号は、原案のとおり

承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

（閉会　午前11時５分）

会議録作成者　　教育長　船　田　　浩

令和８年３月25日